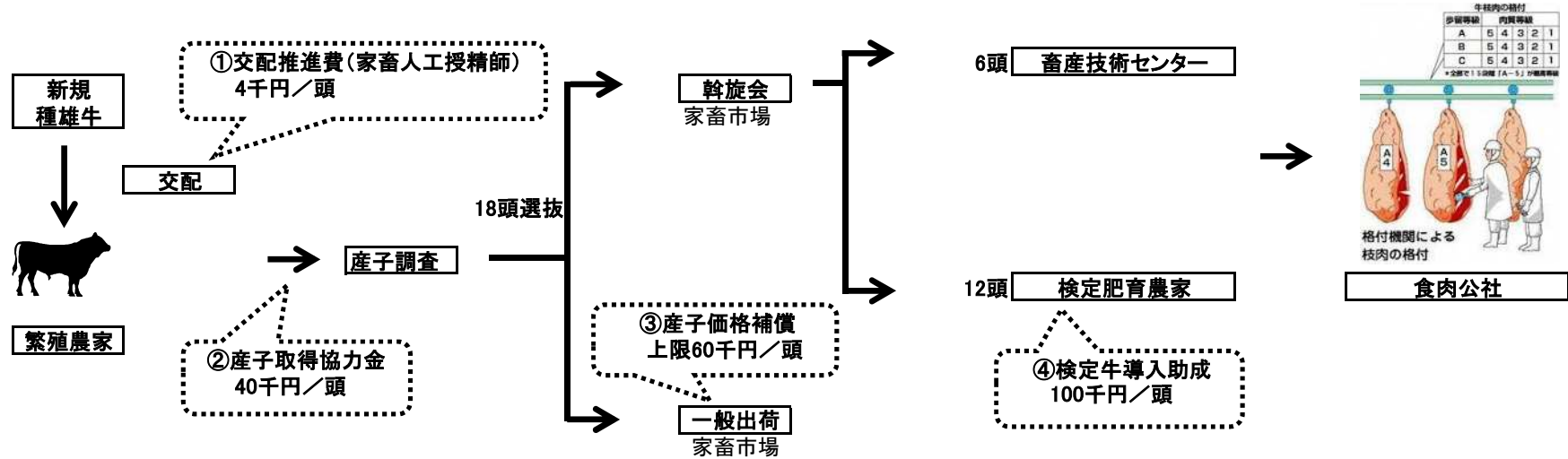


とも補償制度の概要



【とも補償制度】

- ・新規種雄牛の能力評価を行うための「現場後代検定[※]」を円滑に実施するため、「県」と「生産者」との積立金により、価格補填を行う「とも補償制度」を設置
- ・新規種雄牛を交配して生産された子牛は、父牛(新規種雄牛)の能力や未知の不良遺伝子等の有無がわからないことから交配が進みにくく、加えて生産された子牛や肥育牛の販売価格が安いことが多いため、価格補償が必要

※現場後代検定

種雄牛の能力を評価するため、種雄牛を父とする子牛を生産、肥育し、出荷された枝肉成績(枝肉重量、脂肪交雑等)から父牛(種雄牛)の能力を評価
種雄牛造成は、繁殖農家や肥育農家等の「現場」の協力を得ながら、後代(息牛、娘牛)を活用して実施するため、「現場後代検定」と表示

【財源】

- ・県費および生産者積立金(県有種雄牛の精液1本あたり700円)並びに家畜改良事業団からの納付金

【補償内容】

	区分	内容	交付先	補償価格(1頭あたり)
①	交配推進費	家畜人工授精師が、新規種雄牛のプロフィールやとも補償制度の仕組み等を繁殖農家に説明し、新規交配を行うための経費	家畜人工授精師	4千円(うち県2千円) ※要件:母牛の年齢9歳未満
②	産子取得協力金	新規種雄牛の交配により産子を生産した場合の協力金	繁殖農家(一貫農家)	40千円
③	産子価格補償	新規種雄牛の交配により生産された子牛の価格補償 (取引価格が市場平均価格に達しない場合、平均価格までの差額を補填。上限6万円/頭)	繁殖農家	上限60千円
④	検定牛導入助成	検定牛としての導入・保留にかかる経費の助成、肥育牛の販売価格の補償	肥育農家	100千円(うち県50千円)